

## 経済情報ピックアップ

### 「外国人雇用状況」(2023年10月末現在)の結果について

1月26日、厚生労働省は「外国人雇用状況」(2023年10月末現在)の結果を公表しました。以下では、今回の結果の概要と人手不足が強まるわが国における外国人労働者との共生について説明します。

わが国の外国人労働者数は、2,048,675人と前年に比べ+225,950人(+12.4%)増加し、2007年に届出が義務化されて以降で最高を更新しました。また、増加幅についても2022年の同+95,504人から拡大しており、新型コロナウイルスの影響緩和によって入国制限が緩和されたことで、コロナ前の水準に回復しています(図表1)。

在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」は595,904人と同+115,955人(+24.2%)増加しています。このうち「技術・人文知識・国際業務」が366,168人と同+47,318人(+14.8%)増加しています。日本の大学や専門学校などを卒業した留学生が同資格で就労するケースが多く、こうした高度人材の受け入れが拡大していることを示しています。

また、専門的・技術的分野の在留資格に含まれ、2019年4月に新たに創設された在留資格「特定技能」は138,518人と同+59,464人(+75.2%)増加しています。

特定技能は、生産性の向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある業種で就労を認める仕組みです。現在、「特定技能1号」では飲食料品製造業、機械・電気といった製造業、介護などの12分野で外国人労働者を受け入れています。

また、就労期間中に技術や日本語力を磨くことで「特定技能2号」に移行できれば、長期就労や家族の帯同も可能となります。

「技能実習」は412,501人と同+69,247人(+20.2%)増加しています。新型コロナによる入国制限が緩和したことで3年振りに増加に転じました。

ただし、技能実習については、転籍ができないことや人権侵害や法違反などの問題が指摘されています。そこで、有識者会議が2023年11月に取りまとめた最終報告書では、外国人の人権保護やキャリアアップ、安全安心・共生社会といった視点をもとに人材確保と人材育成を目的とする新制度への見直しを提言しています。これを受け政府は、今年2月に新制度「育成就労」の基本方針を決定、関連法案を今国会に提出予定としています。

国際的な人材獲得競争が激しさを増している中、2023年6月には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が改訂され、外国人のための日本語教育等の取組や情報発信の強化、外国人への支援を実施することにより、共生社会を目指す方針が示されています。外国人労働者に日本が選ばれる国になることが求められます。

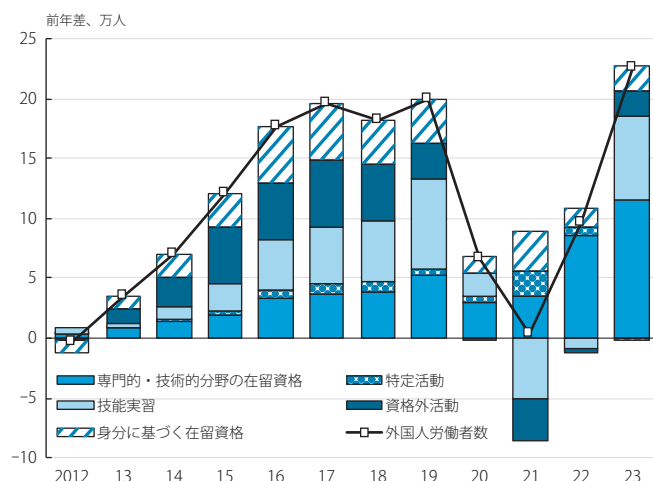
なお、茨城県の外国人労働者数をみると、54,875人と前年に比べ+6,483人(+13.4%)増加しており、全国と同様に増加しています。

また、技能実習は17,411人と同+2,525人(+17.0%)増加し、特定技能も5,936人と同+2,596人(+77.7%)増加しています。

茨城県では、主要産業である製造業と農業・林業において外国人労働者が欠かせない存在です(図表2)。そのため、今後の外国人労働者の受け入れへの取り組みについては、茨城県においても大きな課題となります。

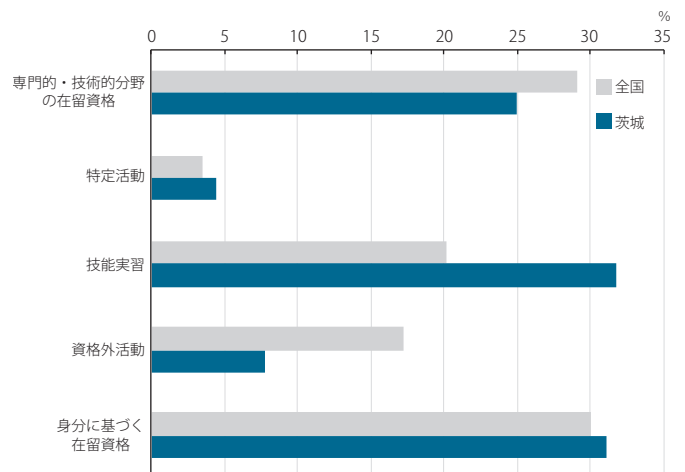
(筑波総研 主任研究員 山田 浩司)

図表1 在留資格別の外国人労働者数の増減



注：各年10月末現在。  
出所：厚生労働省「外国人雇用状況」

図表2 外国人労働者数の在留資格別構成比



注：2023年10月末現在。  
出所：厚生労働省「外国人雇用状況」